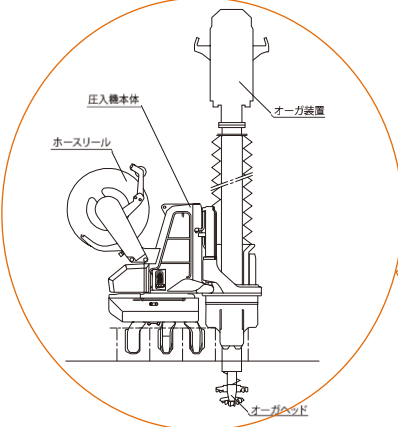
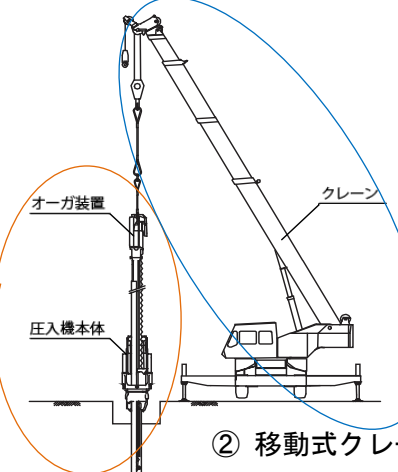


硬質地盤油圧式くい圧入機に関するQ & A

Q	A													
特自検の実施方法														
1 硬質地盤油圧式くい圧入機の総合テストはどのように行えばよいのでしょうか。	硬質地盤油圧式くい圧入機は、稼働可能な状態(①くい圧入機+オーガー装置を②移動式クレーンで保持・支持)にして、総合テストを行います。													
2 ①くい圧入機+オーガー装置と②移動式クレーンが特自検を実施した時の組合せと異なった場合、①②とも特自検を実施済みであれば組み合わせて使用することは出来ますか。	①くい圧入機+オーガー装置と②移動式クレーンのそれぞれが特自検実施済みであれば、特自検実施済みの機械として使用できます。													
3 硬質地盤油圧式くい圧入機のオーガー装置やパワーユニット等と圧入機本体の組合せが変わった場合、特自検を実施する必要がありますか。	オーガー装置、パワーユニットおよび圧入機本体がそれぞれ特自検実施済みであれば、組み合わせを変えた際に改めて特自検を実施する必要はありません。													
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>① くい圧入機+オーガー装置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>② 移動式クレーン</p> </div> </div>														
記録表、検査済標章の管理方法														
1 特自検検査記録表は何を使用したらよいですか。	<p>機械構成、総合テスト及び使用する記録表の関係を下表に示しますので、これに従って管理運用してください。</p> <table border="1" data-bbox="753 1155 1481 1415"> <thead> <tr> <th>機械構成</th> <th>総合テスト</th> <th>記録表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くい圧入機 (オーガー装置含む)</td> <td rowspan="3">くい圧入機 (オーガー装置含む) + 移動式クレーン</td> <td>(SR-FB-01/02) 硬質地盤油圧式くい圧入機</td> </tr> <tr> <td>移動式クレーン (クローラ式) (トラック式) (ホイール式)</td> <td>(SR-KB-01/02) 油圧式共通機体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(SR-KL-01/02) 下部走行体(トラック)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(SR-KJ-01) ジブ・リーダー、ワイヤロープ</td> </tr> </tbody> </table>	機械構成	総合テスト	記録表	くい圧入機 (オーガー装置含む)	くい圧入機 (オーガー装置含む) + 移動式クレーン	(SR-FB-01/02) 硬質地盤油圧式くい圧入機	移動式クレーン (クローラ式) (トラック式) (ホイール式)	(SR-KB-01/02) 油圧式共通機体		(SR-KL-01/02) 下部走行体(トラック)			(SR-KJ-01) ジブ・リーダー、ワイヤロープ
機械構成	総合テスト	記録表												
くい圧入機 (オーガー装置含む)	くい圧入機 (オーガー装置含む) + 移動式クレーン	(SR-FB-01/02) 硬質地盤油圧式くい圧入機												
移動式クレーン (クローラ式) (トラック式) (ホイール式)		(SR-KB-01/02) 油圧式共通機体												
		(SR-KL-01/02) 下部走行体(トラック)												
		(SR-KJ-01) ジブ・リーダー、ワイヤロープ												
2 くい圧入機に検査済標章を貼付しても良いですか。	検査済標章は、対象機械に対して1枚貼付する事が原則ですが、硬質地盤油圧式くい圧入機(①くい圧入機+オーガー装置及び②移動式クレーン)の場合、必要に応じて、くい圧入機と移動式クレーンのそれぞれに1枚づつ貼付しても差し支えありません。													
運転資格、登録等														
1 硬質地盤油圧式くい圧入機の運転資格には、なにが必要ですか。	「車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育」(安衛則第36条第9号の3)または、「基礎工事用建設機械の運転の業務に係る特別教育」(安衛則第36条第9号の2)を修了することが必要です。													
2 既に車両系基礎工事用機械について登録を受けている検査業者が、硬質地盤油圧式くい圧入機の特自検を行おうとする際に、労働局へ届出が必要ですか。	<p>検査料金を設定し、検査料金を業務規程に明記する必要があるため、業務規程の変更届を都道府県労働局長等へ提出する必要があります。</p> <p>また、検査で使用する記録表を業務規程で指定している場合には、機械の記録表を業務規程に定め、業務規程の変更届を都道府県労働局長等へ提出する必要があります。</p>													
3 硬質地盤油圧式くい圧入機の特自検の検査者の資格について教えてほしい。	車両系建設機械(基礎工事用)の検査者の資格を有する者は硬質地盤油圧式くい圧入機の特自検を行うことができます。													